

○高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

平成 10 年 12 月 18 日

条例第 46 号

高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるものをいう。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設を設置し、又は法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をすることをいう。
- (4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴って生ずるおそれのある生活環境への影響に関して、設置者と利害関係者との間で生ずる争いをいう。
- (5) 設置者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (6) 利害関係者 産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者をいう。

(当事者の責務)

第 3 条 設置者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全のために必要な措置を講じ、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 設置者及び利害関係者は、相互の立場を尊重するとともに、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めなければならない。

(協定の締結)

第 4 条 設置者と利害関係者が産業廃棄物処理施設の設置について生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとする場合には、市長は、必要があると認めるときは、その内容について必要な助言をするものとする。

(あっせん)

第 5 条 設置者又は利害関係者は、紛争が生じたときは、市長に対し、あっせんの申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、生活環境の保全のために必要があると認めるときは、あっせんを行うものとする。

3 市長は、前項のあっせんを行うために必要と認める市又は町の長(以下「関係市町長」という。)の協力を求めて、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、紛争が解決されるよう努めるものとする。この場合において、市長は、第8条に定める高松市産業廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(あっせんの打ち切り)

第6条 市長は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、当該あっせんに打ち切ることができる。

2 市長は、前項の規定によりあっせんに打ち切ろうとするときは、関係市町長の意見を聴くものとする。

3 市長は、あっせんに打ち切ったときは、その旨を関係市町長及び当事者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長は、設置者に対し、この条例の施行に必要な限度において報告を求めることができる。

(審議会の設置)

第8条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、市長の諮問に応じ、産業廃棄物処理施設の設置に関する重要な事項を調査審議するため、高松市産業廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員7人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。